

「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務
する職員に対する慰労金の支給事業」
退職者等の個別申請マニュアル

千葉県

Ver 1.02 2020.09.23

<目次>

1. 本事業について	1
1.1 趣旨.....	1
1.2 対象者.....	1
1.3 慰労金の支給対象とならない者	2
2. 個別申請	2
2.2 記載方法について.....	4
2.3 誓約書及び役員等名簿の提出.....	9
2.4 申請書の提出について	11
3. 慰労金の交付決定及び振込み	11
3.1 交付決定について.....	11
3.2 慰労金の振込みについて.....	11
3.3 慰労金の返還について	11

<本編>

1. 本事業について

1.1 趣旨

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を支給します。

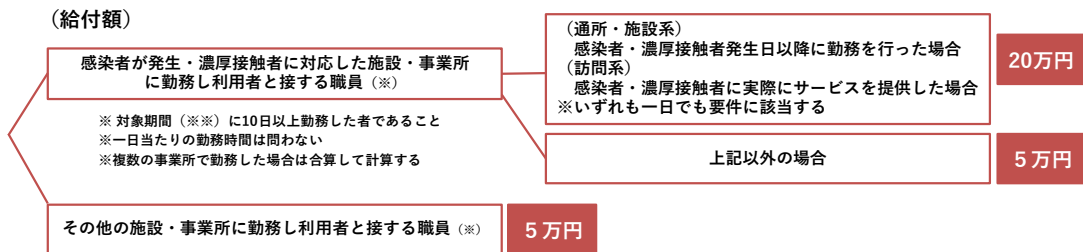
1.2 対象者

御自身が対象者に該当するか、以下の図や厚生労働省のホームページに掲載するQ & A (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html)を参考に、御確認ください。

なお、御不明な点がある場合には、厚生労働省のコールセンターや千葉県にお問い合わせください。

介護・障害分野の慰労金について

事業内容		
利用者 と接する職員 に対し、慰労金として最大20万円を給付する。		
	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員	



(※※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (★) のいずれか早い日 (岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間
★ チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

1.3 慰労金の支給対象とならない者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱に規定する交付条件に反したときなど

2. 個別申請

本慰労金の対象者に該当する方のうち、現在障害福祉サービス施設・事業所等に勤務していない方で、対象期間内に在籍していた勤務先から申請いただくことが困難であり、対象期間における勤務先が千葉県に所在する場合は、以下の手順により、千葉県に対し、直接申請を行うことができます。

※ 現在、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務している方については、原則として勤務している障害福祉サービス施設・事業所等で申請のとりまとめを行い、千葉県に申請

を行うこととしていますので、申請方法等については、勤務されている障害福祉サービス施設・事業所等に御確認ください。

- ※ 現在、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務していない職員等についても、可能な場合は、対象期間内に勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等を通じて申請いただくこととしています。

2.1 個別申請様式の入手

- ・ 個別申請の様式（以下「個別申請書」とする。）は、千葉県のホームページからエクセルファイルの形式で、ダウンロードすることができます。

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/iroukinn-siennkinn/index2.html>

- （・ なお、個別申請書（紙様式）も千葉県健康福祉部障害福祉事業課で配布しています。）

① 申請日、申請先、申請額

申請日を記載してください。申請先は、以前勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等が所在する都道府県になります。

申請額については、マニュアル（P 1）を確認し、いずれかに○を記載してください。

② 申請者の氏名等

申請される方の氏名・現住所・生年月日及び連絡の取れる電話番号等を記載してください。

③ 対象期間内に勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等の名称

対象期間内に勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等の名称、住所、サービス種類を記載してください。

④ 勤務先における申請者の業務内容等

対象期間内に勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等における申請者の職種、業務内容、対象期間における勤務日数等を記載する欄です。

本欄は、申請者自身で記載せず、勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等に各欄への記載及び勤務先署名欄への署名・捺印を依頼してください。

「職種」・・・居宅介護職員、生活支援員、サービス管理責任者、看護職員、事務職員 等

「サービス種類」・・・居宅介護、生活介護 等

「業務内容」・・・利用者への身体介護・生活援助、入居者への入浴介助・食事介助 等

※利用者と接触を伴う業務であること、感染者及び濃厚接触者と接触した場合はその旨を記載してください。

1か所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、複数の事業所における勤務日数を合算できます。その場合には、この用紙を追加して表面の②（申請者の氏名及び生年月日のみで可）、③、④欄を記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキスで綴じて提出してください。

勤務していた施設・事業所等の廃業（閉鎖）等により勤務証明が取得できない場合は、申請者御自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意して、千葉県に提出していた

だくこととなりますので、本マニュアル10ページ記載の連絡先までお問い合わせください。

(勤務を証明する資料の例)

雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表（出勤表）

⑤ 確認事項

申請に当たり、確認事項の内容に同意・誓約いただくことが必要です。

⑥ 受取口座記入欄

慰労金の振込みを希望する口座を記載してください。（ゆうちょ銀行以外の金融機関か
ゆうちょ銀行のいずれか1か所）

(裏面)

⑦

本人確認書類 写し貼り付け

・運転免許証のコピー ・マイナンバーカードのコピー ・健康保険証のコピー 等

⑧

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

・通帳（口座番号が書かれた部分）又はキャッシュカードのコピー 等

⑨

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄 (□) にレを入れること)

- ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認ください。
- ②記入した通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することをご確認ください。
- ③添付資料に漏れが無いにご確認ください。
- ④他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からは、慰労金の申請を行っていません。
- ⑤記載内容に虚偽があった場合や二重に申請が行われた場合は、慰労金の返還を求められることを理解しました。

⑦ 本人確認書類の写し

第三者からの虚偽、なりすまし等の不正な手段による手続きを防止するため、以下のいずれかの書類の写しを添付してください。(申請日において、有効期間内のものに限ります。)

(1) 以下の1点で本人確認ができるもの(写真が貼付してあるものに限ります)

運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード(写真付き)、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書

(2) 以下の(イ)と(ロ)の1点ずつで本人確認ができるもの または(イ)の2点で本人確認ができるもの

(イ) 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金の年金証書、厚生年金保険の年金証書、船員保険の年金証書、共済年金の証書、恩給の証書、住民基本台帳カード(写真無し)、請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書、(1)の「1点で確認できるもの」に記載の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証、「国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険」の被保険者資格証明書、雇用保険被保険者証、自衛官診療証、生活保護受給者証、後期高齢者医療制度の被保険者証

(ロ) 学生証(写真付き)、法人(国又は地方公共団体の機関を除く。)が発行した身分証明書(写真付き)、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)

((1)の「1点で確認できるもの」に掲げるものを除く。)

⑧ 振込先金融機関口座確認書類の写し

⑥で受取口座として記載した金融機関が確認できる書類の写しを貼付してください。

※ 口座番号が書かれた部分の通帳のコピーやキャッシュカードのコピーなど)

⑨ チェックリスト

全てのチェック項目をご覧ください、記入誤りや添付漏れがないことを確認して、チェックを入れてください。

2.3 誓約書及び役員等名簿の提出

1.3 (1) ~ (3) について確認するために、「誓約書」を提出していただきます。

この誓約書は、千葉県ホームページからダウンロードして作成し、押印をした原本を申請書と一緒に郵送してください。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

※申請者住所を記載してください

氏 名

※申請者氏名を記載してください

㊞

交付金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が令和2年度千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、交付金等の交付を受けるに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付金の交付を受けられないこと又は交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

2.4 申請書の提出について

個別申請書の作成が終わりましたら、下記まで郵送にて提出してください。

(郵送先)

<郵送先住所>

千葉県障害分緊急包括支援金係

〒277-8779 千葉県柏市旭町1丁目12番2号 エレル柏ビル 5F

3. 慰労金の交付決定及び振込み

3.1 交付決定について

提出された申請書等について、千葉県が内容を確認し、不備のないものについて、慰労金の交付決定通知が送付されます。

申請書に不備がある場合には、必要に応じ千葉県から（または事務処理を委託された〇〇社から）連絡することがあります。

3.2 慰労金の振込みについて

慰労金の振込みは、千葉県から行われます。

3.3 慰労金の返還について

慰労金の振込後に、慰労金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、千葉県から慰労金の返還を求めることがあります。

その他、申請方法については、厚生労働省のコールセンターや千葉県慰労金支援金総合窓口にお問い合わせください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する電話お問合せ窓口

(電話番号) 03-5253-1111 (内線 7096、7097)

(受付時間) 平日の9時30分～18時

○千葉県慰労金支援金総合窓口

(電話番号) 0570-080035

(受付時間) 平日の9時～17時